介護保健施設サービス運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人コジマ会が開設する介護老人保健施設 丸の内(以下「当施設」という。) において実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する 事項を定める。

(施設の目的)

第2条 当施設は、要介護状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、 介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活 を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介 護保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話を行い、居宅における生活への復帰を目指す。
- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない 場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、 従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その 他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域にお いて統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- <u>5</u> 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- <u>6</u> サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、 当施設が得た利用者の個人上補油については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外 の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必ように応じて利用者 またはその代理人の了解をえることとする。
- 8 当施設は、介護保険サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に 規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるも のとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

(1) 施設名 介護老人保健施設 丸の内

(2) 開設年月日 平成11年11月4日

(3) 所在地 愛知県名古屋市中区丸の内一丁目2番6号

(4) 電話番号(052) 222-3000(5) FAX番号(052) 222-4004

(6) 管理者名 藤井 恵子

(7) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(2350680001号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

(1) 管理者(医師)	1人 常勤: 1人
(2) 医師	1 人以上
(3) 薬剤師	1人以上
(4)看護職員	9人以上
(5) 介護職員	17人以上
(6) 支援相談員	常勤 1人以上
(7) 理学療法士又は作業療法士	2人以上 (常勤換算法で入所者の数を 100 で
	除して得た数以上)
/ - \	Model to the first to

(8)管理栄養士常勤 1人以上(9)介護支援専門員常勤 1人以上

(従業者の職務内容)

- 第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。
 - (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
 - (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
 - (3)薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
 - (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
 - (5) 介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
 - (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
 - (7) 理学療法士及び作業療法士は、リハビリテーションプログラムを作成するとともに機 能訓練の実施に際し指導を行う。
 - (8) 管理栄養士は、献立の作成、栄養指導、嗜好調査及び残食調査等利用者の食事管理、 食事相談を行う。

- (9)介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定 及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (10)事務員は、上司の命を受け、介護報酬請求事務、入退所の事務補助その他必要な事務 を行う。

(入所定員)

第7条 当施設の入所定員は、76人とする。

(介護老人保健施設のサービス内容)

- 第8条 当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、または栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態や口腔衛生の管理とするのででは、1000年間はおける
- 2 介護保健施設(I)の人員体制とする。

(利用者負担の額)

- 第9条 利用者負担の額を以下のとおりとする。
 - (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
 - (2)利用料として、日用生活品費、教養娯楽費、理美容代、行事費、健康管理費、居住費、 食費、その他の費用等利用料を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。

(身体の拘束等)

- 第10条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設石がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する
- 2 当施設は、身体拘束等の適正化をはかるため、以下に掲げる事項を実施する。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して 行うことができるものとする)を3月に1回以上開催するとともに、その結果につ いて、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(虐待の防止等)

- 第11条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に 掲げる事項を実施する。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的に開催するとともに、その結果について介護職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備をする。

- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第12条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みの一つとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針(別添)を定め、その発生を防止するための体制を西部する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

- 第13条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。
 - ・面会は、9時より19時とする。
 - ・消灯時間は、21時とする。
 - ・外出・外泊は、その都度施設長に届け出、承認を得ることとする。
 - ・喫煙は所定の場所にて行うこととする。
 - ・火気の取扱いは、必ず職員の立会のもとで行うこととする。
 - ・設備・備品の利用は、ベッド設備、枕灯等を除き、必ず職員の立会のもとで行うこととする。
 - ・所持品・備品等の持ち込みは、各自の床頭台、箪笥に収納できる範囲とし、必ず氏名を記載する。
 - ・金銭・貴重品の管理は、原則として3階事務室にて行う。
 - ・外泊時等の施設外での受診は、原則として禁止するが、緊急かつやむを得ない場合には速 やかに施設に連絡し、施設の指示に基づいて行うこととする。
 - ・宗教活動は、集団生活の支障とならない範囲についてのみとする。
 - ・ペットの持ち込みは、禁止する。
 - 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
 - ・他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

- 第14条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。
 - (1) 防火管理者には、事業所職員を充てる。
 - (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
 - (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
 - (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
 - (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
 - (6) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難) ……年2回以上 (うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練………年1回以上

- ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底…………随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (8) 当施設は、(6) に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう 連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

- 第15条 当施設は、感染症や非常災害に発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練 を定期的に実施する。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止と及び発生時の対応)

- 第16条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故 発生の防止のための指針(別添)を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。 また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診察を依頼する。
- 3 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
- 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(職員の服務規律)

- 第17条 当該職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に 専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。
 - (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
 - (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
 - (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第18条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

2 当施設は、すべての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険 法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第19条 当該職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人コジマ会の就業規則による。

(職員の健康管理)

<u>第20条</u> 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。 ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

- 第21条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 食中毒及び伝染病(感染症)の発生を防止するとともに蔓延することがないよう、水廻り 設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- (1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を概ね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。
- (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- 3 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第22条 当施設職員に対して、当施設職員である期間および籐施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、当施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第23条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。
- 2 運営規程の概要、当施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応 については、施設内に掲示する。
- 3 当施設は、適切な介護保険施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に 関する重要事項については、医療法人コジマ会 介護老人保健施設 丸の内の役員会におい て定めるものとする。

付則

この運営規程は、平成12年 4月 1日より施行する。 付則

この運営規定は、令和 1年 7月 1日より施行する 付則

この運営規定は、令和 2年 4月 1日より施行する 付則

この運営規定は、令和 2年10月 1日より施行する 付則

この運営規定は、令和 3年 7月 1日より施行する付則

この運営規定は、令和 4年 7月 1日より施行する 付則

この運営規定は、令和 6年 2月 1日より施行する 付則

この運営規定は、令和 7年 8月 1日より施行する